

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主排気筒放射線モニタ装置（A）のサンプリングポンプ（A）より異音の発生が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
2	1号機	計装用空気系圧縮機（A）の後置冷却器出口逆止弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	3号機	蒸気式空気抽出器駆動蒸気入口配管用ドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
4	3号機	非常用ディーゼル発電機用燃料移送ポンプエリア（屋外）に敷設されている電線管サポートに腐食による部品の脱落が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	取水設備循環水ポンプ出口弁ピット（南側）点検用足場の手摺りに一部腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	5号機	低圧タービン排気室温度調節器の制御用空気圧力調整用小型圧力計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該小型圧力計を交換	D	
7	5号機	海水系配管防食のための硫酸第一鉄注入装置用配管洗浄弁のグランド部より水のリーク（30秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	6号機	タービン建屋換気空調系非常用電気品室冷却装置廻りの冷水配管用サポート架台に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	残留熱除去系（C系）定例試験において、低圧注水モード用注入配管にあるテスト可能逆止弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
10	6号機	停止中の可燃性ガス濃度制御系（B2）用後置冷却器出口ガス流量調節器の異常動作を示す警報表示ランプが点灯したため、当該流量調節器を点検・修理	D	
11	6号機	停止中の可燃性ガス濃度制御系（A1）用再循環ガス流量調節器の異常動作を示す警報表示ランプが点灯したため、当該流量調節器を点検・修理	D	
12	集中環境施設	高温焼却炉設備の主燃焼室出口部冷却水流量計の点検において、接断差に管理値外れが認められたため、当該流量計を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	集中環境施設	高温焼却炉設備の重油供給系燃料移送ポンプ駆動用電動機の点検において、空冷用ファンカバーに腐食が認められたため、当該ファンカバーを修理	D	
14	集中環境施設	高温焼却炉設備の主燃焼室円筒内可燃性ガス漏えい検知器の点検において、指示値不良が認められたため、当該漏えい検知器を修理	D	
15	集中環境施設	高温焼却炉設備の主燃焼室底部温度検出器（A）の点検において、絶縁不良が認められたため、当該温度検出器を修理	D	
16	集中環境施設	高温焼却炉設備の二重円筒部上部壁面温度検出器の点検において、絶縁不良が認められたため、当該温度検出器を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで